

中央大学 会計人会 会報

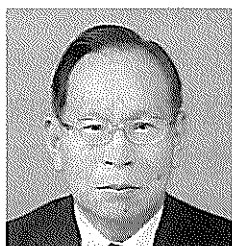
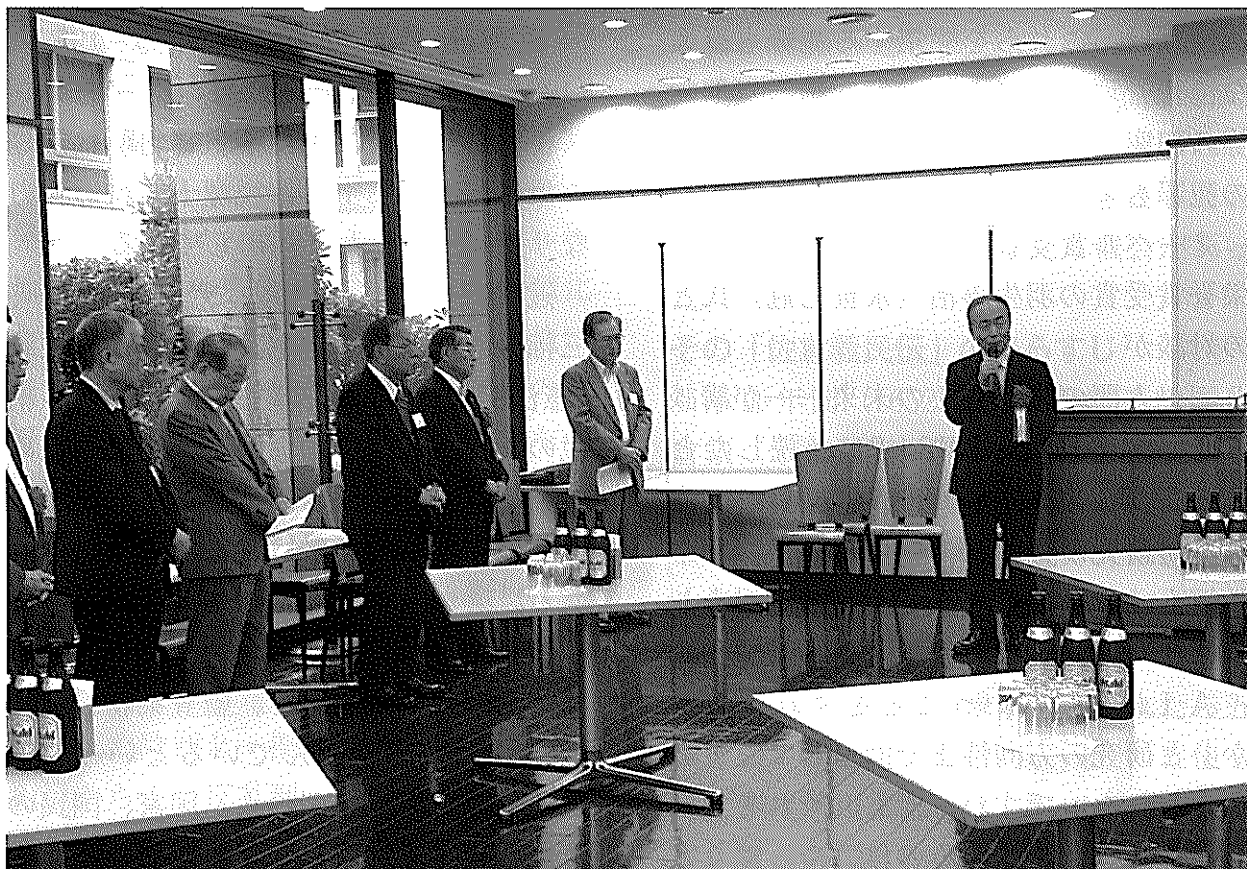
発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 荻野 弘康



総会（第58回）
ご支援ありがとうございました。

会長 荻野 弘康

はじめに

6月21日に会員、酒井総長をはじめ来賓多数のご参加をいただき、議案審議等無事終了し、新年度に向かうこととなりました。——石亀副会長の記載報告参照下さい。

役員の任期につき、役員の選任について役員選考会（座長 岩本一志）にて審

議し、当職が再任されることとなりました。会員各位の一層のご支援をお願いいたします。

富岡幸雄名誉教授、大淵博義名誉教授、神山敏夫（公認会計士、税理士）ご三方にも一層のご支援、ご指導をお願いしたい思います。

***平川忠雄顧問は本年5月にご逝去なされました。永きにわたる本会のご支援に衷心より感謝申し上げます。総会日には、平川茂先生（息子様です）に「改正税法の要点」について貴重なご講義をいただきました。

AI（人工知能）時代と士業界の職責

連日の如く伝えられるAI関連の情報がたくさんありますが、人間が取り組んできた多くの種々の業務、労務、作業、地球規模の環境整備等についてや多大なる前進、進化については有効な活用を大いに進めなければなりません。

便利は、これらを悪用する犯罪も巨大な情報管理の漏洩から、個人情報（銀行等の口座番号、暗証番号等）の漏洩関連の犯罪も多々発生していますね。

ノーベル賞受賞の山中伸弥教授と国民栄誉賞受賞の羽生善治（永世七冠）氏との対談が

——人間の未来AIの未来——が講談社から出版され（2018-2）一読したところ囲碁、将棋の分野でもAIによる種々の研究が行われているという。山中教授もインターネットで囲碁の対局をして楽しんでいるという。

AIは「こういうことをすればどうか」と研究の方向性まで助言してくれるかもしれないですね。でも、それを実行するかどうかを決めるのは、やっぱり人間です。山中教授

AIは無意味なデーターをたくさん作るんです。——だから、それに意味づけとか意義づけしていくのはやっぱり人間なのかなという気がします。羽生善治氏

*** AIは抜群に優秀な部下の一人***
と考えよう

昭和2年に創設された計理士制度、昭和17年に制度化された税務代士理制度、戦後の昭和26年に制度化された公認会計士制度、税理士制度と時代と経済情勢の拡大進化により、それぞれ時代対応の業

務についての専門家責任と職責、多くの期待が加されることとなってきたのである。

会計処理に始まり、税務、経営、監査業務と会計人関連の業務は多彩であり、それぞれの分野でAI関連のツールは有効活用されつつある。

税理士業界では、昭和59-12-01（1984-12）税法データバンク—タイムズ税務訴訟判決、国税不服審判所裁決等を集録）を立ち上げ、税理士業務の強力なサポーターとして活用している。

近代国家の基本であるデモクラシー、三権分立、罪刑法定主義、租税法律主義（憲法84条／租税法律主義、同30条／納税の義務）の基本理念の基に国民のために委託された専門家、士業であることを深く胸に刻んでいなければならないのである。

監査業界でも、日産のゴーン事件等あり、公認会計士協会でも、監査業務強化には継続的に取り組んでいるという。株主、債権者、利害関係人、国家、国民のため、AIも使いこなして一層の業務改善を期待したいところである。

むすび

当会は、昭和36年に設立され今時58回目の総会を迎えましたのです。

神山顧問、公認会計士白門会熊坂会長に当会は会計人会の本家だと励ましていただきました。

令和の新時代に向けて、種々の情報交換をしながら、時代対応の知恵を出し合って業務改善に向けて職責使命を果たしていきたいと思ひます。

会員各位の一層のご支援をお願いいたします。

百姓（農民）一揆

副会長 石亀 邦俊

はじめに

百姓（農民）一揆とは

江戸時代、農民が幕府や大名などの封建支配者に対して行なった反領主闘争をいう。

文献によると、江戸時代を通じて2809件が確認されており、他に村方騒動（村政改革闘争）が654件が数えられている。発生の原因は、(1) 領主の苛政 (2) 検地 (3) 年貢の増徴 (4) 助郷負担の強化などに反対して起ったものが多く、他に夫食（ふじき）の貸付と返済、質地の取扱いにからむもの、物価騰貴、凶作などを契機としたものなのである。

百姓（農民）一揆の基本形態

農民大衆の隆起であるが、訴願行為も含めて逃散、愁訴、越訴（おっそ）、強訴、暴動などに分類される。またそれが頻発した時期と一揆参加者の内部構成の相違から土豪反乱型、代表越訴型、惣百姓一揆、世直し一揆などともに分類される。時代とともに、形態に変化が見られるが、17世紀中葉になると、藩政の整備が進み、領域内の統一的収奪体系が完成するので、一揆も広範な村々が結集し、その収奪体系に全面的に対決するに至る。闘争形態は、領内の惣百姓を代表し、一人あるいは数人の村役人が越訴するものが多く、代表越訴一揆あるいは全藩越訴と呼ばれている。その状況は、あとで紹介する「佐倉義民伝」という芝居にもなっている。

18世紀に入ると、村役人に指導されて全農民が積極的に参加する強訴、暴動形

態が（惣百姓一揆）が主となった。世直し一揆は幕末～維新期の階級闘争をになうものとして注目されている。

佐倉義民伝

江戸時代、年貢の重圧などによる生活の困窮を領主や将軍に直訴した人物、「義民」や「義人」と呼ばれる人々の物語は、全国各地に残っているようです。数ある義民伝の中でも、『佐倉義民伝』木内惣五郎が最も有名な物語と言われています。本年5月にその物語を扱ったお芝居（前進座の公演）を見る機会があった。

その「佐倉義民伝」のあらすじ

承応年間（1652～1655年）下総国佐倉領（千葉県内）389ヶ村は数年つづきの凶作により村人は生活に苦しんでいたのであるが、藩主の堀田上野介はあろうことか、年貢の割増しを申し渡したのである。俗に五公五民（標準的ルール）と伝えられているが、米が十俵とれたら五俵を領主（藩主）に納め、残りの五俵を村人が生活用にと分けられていた。それが年貢の割増しにより、六俵、七俵しか取れないのに五俵以上の年貢を納めるよう申し渡したのである。村人は苦しい生活に追い込まれ、家財を処分したり、中には娘を売りに出して生活を凌ぐ状況にまで追い込まれたのである。そこで、村々の百姓総代は国表（国もと・佐倉）の役人に新規年貢の赦免を願い出たが、取り上げられなかった。

次に、その上に訴えようと江戸にいる藩主（幕閣の老中職）に、公津村の名主、木内宗五郎らは村の人々共に江戸に上り、堀田家下屋敷の門前に集まって家老に嘆願したが「年貢の上納は天下の大

法」(強訴は重罪)とはねつけられる。次に、宗五郎は堀田上野介と不仲の老中久世大和守に駕籠訴(駕籠を待ち受けて訴状を差し出すこと)に挑むが、訴えは無視された。残る手立ては將軍(四代將軍 家綱)への直訴となるが、直訴は天下のご法度、死罪となるのである。

秋たけなわの紅葉の盛り、上野寛永寺に將軍 家綱が御成りの日、大勢の大名將軍の行列へ(佐倉領389ヶ村の百姓たちの困窮・・・)と、直訴状を差し出す宗五郎の声が響き渡るのである。直訴は取り上げられたものの、その後、宗五郎夫妻は磔(はりつけ)、子供は打ち首と重罪が課せられてしまうのである。まことに、悲しい芝居であった。

訴訟にみる「領主—百姓」関係

佐倉義民伝のように百姓たちが自らの要求を実現するために、さまざまな形で運動をしました。百姓一揆のほか、村方騒動によって、村役人を批判することもありました。

また、訴訟によって問題解決を図る場合もありました。現代の私たちは、どちらかというと訴訟を敬遠しがちですが、江戸時代の百姓たちは頻繁に訴訟を起こしたといわれています。

江戸時代の裁判制度では、内済(和談)が制度の中に、構造的に組み込まれていました。

合理的な改善が進められる一方で、百姓は武士による吟味に従うべきもの、御殿様のご威光に平伏すべきものという、権威主義・御威光第一主義の姿勢は一貫していた。

明治時代の農民一揆

明治時代に入ってから農民一揆は発

生しています。1873年(明治6年)から進められた地租改正に反対する農民による一揆が各地で発生しました。地租改正は毎年の土地の価格の3%を金銭で納めさせるというものでした。政府にとっては、毎年一定額が税として入ってきますが、農民にとっては、凶作であっても一定額を納税しなければなりませんでした。

特に、1876年(明治9年)の三重県、愛知県、岐阜県で起こった「伊勢暴動」と呼ばれる一揆は非常に大きいもので、処罰者が5万人にもものぼったといわれています。このように、各地で発生した地租改正一揆を受けて、明治政府は税率を3%から2.5%に軽減することを余儀なくされたのです。

このような歴史的な経過を踏まえて、戦後、民主化の中から、申告納税制度が誕生したのである。そして、納税者の権利を守る制度として、税理士制度も一緒に誕生したのである。

納税の義務と租税法律主義

現行憲法第30条【納税の義務】は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定するとともに、第84条【課税の要件】は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定されている。

戦後の我が国の申告納税制度

申告納税制度とは、自己の所得及び税額を自ら計算し、かつ納付する自主申告納税制度である。

太平洋戦争以前は賦課課税制度が採られていたが、1947年(昭和22年)、各種制度の民主化の一環として主要3税(所

得税、法人税、相続税) について申告納税制度が採用された。

むすび

農民一揆にみられるように、先人の多くの犠牲の下に築かれた、主権在民の民主主義国家の原点を忘れてはならない。そして、申告納税制度の更なる発展と民主的税理士制度の発展に寄与していかなければならない。

平成30年度 第58回定時総会報告

副会長 石亀 邦俊

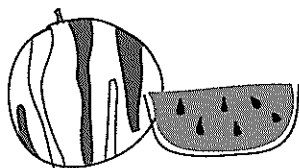
去る令和元年6月21日(金)中央大学駿河台記念館にて平成30年度(第58回)定時総会が開催されました。

定時総会の議案の審議内容は下記に記載の通りであります。

恒例によって定時総会の開催前に理事会が開催され、そのあとの第1部として定時総会が開催され、第2部では、平川茂 当会会員による「平成31年度税制改正の実務上の留意点」と題して、研修会を行いました。そして、第3部では懇親会が開催されました。

当日は、ご来賓として、中央大学総長の酒井正三郎様、中央大学商学部名誉教授の大淵博義様、各大学会計人会から多くの役員の方々の参加を賜り、盛大に行われました。

会員各位の温かいご支援に感謝を申し上げます。



議 題

I. 平成30年度 事業報告書

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで

1 会議等

①平成29年度定時総会(平成30年6月21日)

中央大学駿河台記念館

第一部 定時総会

事業報告、収支報告、事業計画、収支予算、貸借対照表、財産目録

第二部 研修会

テーマ：『平成30年度税制改正の実務上の留意点』

講 師：税理士 平川茂 先生

第三部 懇親会

②正副会長会－理事会

中央大学駿河台記念館

平成30年2月27日

平成30年6月21日

平成30年7月27日

平成30年11月29日

2 広報活動

①中央大学会計人会会報第24号発行 (平成30年7月20日)

②中央大学会計人会会報第25号発行 (平成30年11月20日)

3 組織活動

①大学会計人会ゴルフコンペ

平成30年10月5日 佐倉カントリー倶楽部(中央大学会計人会 当番)

団体戦優勝

4 大学・大学学員会関係

①本学事業の支援

平成30年10月7日 中央大学ホームカミングデー(第27回)

②大学評議会等出席

平成30年 4月11日 白門奨学会理事会
 平成30年 4月12日 幹事会
 平成30年 5月18日 全国支部長会議
 平成30年 5月19日 定時協議員会・学員
 総会
 平成30年 6月26日 白門奨学会理事会
 平成30年11月15日 幹事会
 平成30年12月15日 臨時協議員会

5 他団体関係

①友好会計人会総会等

平成30年 6月29日 日本税理士共済会定
 期総代会
 平成30年 7月 1日 荒川白門会設立総会
 平成30年 7月 4日 明治大学公認会計士
 会総会
 平成30年 7月 5日 日本大学桜門会計人
 会総会
 平成30年 7月 5日 青学会計人クラブ総会
 平成30年 7月 6日 公認会計士白門会総会
 平成30年 7月 9日 税理士三田会総会
 平成30年 7月12日 神奈川大学会計人宮
 陵会総会
 平成30年 7月14日 駒沢大学会計人会総会
 平成30年 7月18日 専修大学会計人会総会
 平成30年 7月18日 税理士稲門会総会
 平成30年 7月20日 法政大学会計人会総会
 平成30年 7月21日 日本大学税理士桜門
 会総会
 平成30年12月 8日 駿台会計人倶楽部懇
 親忘年パーティー
 平成30年12月22日 中央大学公認会計士
 試験合格祝賀会

②全国大学会計人サミット（第22回）

平成30年10月13日 駿台会計人倶楽部主催

③観桜会（合同研修会）

平成30年 4月 1日 駿台会計人倶楽部と
 共催（上野精養軒）

④その他

平成30年10月 7日 全国高等学校珠算大
 会（白珠会主催）
 後援団体に参加

Ⅱ. 平成30年度 収支報告書並びに財産目録

1. 平成30年度 収支報告書

平成30年 1月 1日から平成30年12月31日まで

中央大学会計人会

【単位：円】

収入の部			
科 目	平成30年度予算額	平成30年度決算額	差 額
通常会費収入	2,600,000	1,620,000	980,000
支援金収入	630,000	894,000	-264,000
親睦会収入	200,000	160,000	40,000
雑収入	500,000	694,000	-194,000
利息収入	3,000	154	2,846
当年度収入合計	3,933,000	3,368,154	564,846
前期繰越収支差額	17,705,717	17,705,717	
収入合計	21,638,717	21,073,871	564,846

支出の部			
科 目	平成30年度予算額	平成30年度決算額	差 額
母校支援事業 (内経理研究所支援)	630,000 (300,000)	455,000 (300,000)	175,000
会場費	650,000	572,132	77,868
通信費	100,000	53,208	46,792
事務局費	120,000	120,000	0
消耗品費	50,000	6,502	43,498
会報費	1,100,000	1,188,810	-88,810
渉外費	600,000	662,100	-62,100
研修会費	200,000	213,114	-13,114
広告費	100,000	85,108	14,892
ホームページ費	100,000	95,904	4,096

雑 費	100,000	93,012	6,988
当年度支出合計	3,750,000	3,544,890	205,110
次期繰越収支差額	17,888,717	17,528,981	359,736
合 計	21,638,717	21,073,871	564,846

収入の部内訳（平成30年1月1日～平成30年12月31日）

		【単位：円】
会費収入		1,620,000
支援金収入		894,000
	合計	2,514,000
親睦会収入	定時総会等	160,000
	合計	160,000
雑収入	定時総会等	574,000
	中央大学	120,000
	合計	694,000
受取利息収入	三井住友銀行	19
	みずほ銀行	84
	三菱東京UFJ	0
	郵貯銀行	51
	郵便振替預金	0
	合計	154
収入の部合計		3,368,154

2. 貸借対照表

平成30年12月31日現在

中央大学会計人会 【単位：円】

科 目	当年度	前年度	減 額
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	17,528,981	18,093,531	-564,660
未収入金	0	80,000	-80,000
資産の部合計	17,528,981	18,173,531	-644,550
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	467,814	-467,814
III 正味財産の部			
正味財産	17,528,981	17,705,717	-176,736
負債・正味財産合計	17,528,981	18,173,531	-644,550

3. 財産目録

平成30年12月31日現在

中央大学会計人会 【単位：円】

科目（内訳）	金 額
I 資産の部	
1 現金	0
2 銀行預金等	
①三井住友銀行 上野支店 （普）No.7579585	1,526,252
②みずほ銀行 上野支店 （普）No.4512448	9,375,464
③三菱東京UFJ 中野支店 （普）No.4551431	94,312
④郵貯銀行 No.10020-72193211	4,909,265
⑤郵便振替預金 No.150-6-28490	1,623,688
3 未収入金	0
資産の部合計	17,528,981
II 負債の部（未払金）	0
差引正味財産有高	17,528,981

会計監査報告書

平成30年度決算につき、平成30年度の事業報告書並びに収支報告書、財産目録及び関係帳簿類等を監査したところ、適法に処理されておりますのでご報告申し上げます。

平成31年4月16日

監事 佐藤 博司（印）
監事 小森 輝於（印）

III. 令和元年度 事業計画（案）

平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

1 会議等

定時総会開催（年1回）

中央大学駿河台記念館

理事会開催（年3～4回）

正副会長会開催（年3～4回）

常任理専会（年3～4回）

2 会員活動

①日本税理士会連合会機関紙「税理士界」広告（予定）

②東京税理士会機関紙「東京税理士界」広告（予定）

- ③中央大学学員会 「学員時報」 広告 (予定)
- ④CPA会員名簿による直接入会のすすめ
- ⑤新会員名簿整備及び管理
- ⑥中央大学会計人会 会報の発行
(年 2 回予定)
- ⑦中大OB・財務省・国税庁OBによる研修
会開催
- ⑧ホームページ運用

3大学・大学学員会

- ①幹事会その他出席
- ②評議員会出席
- ③大学学員会他支部出席等
- ④第28回ホームカミングデー参加

4他団体関係

- ①他大学会計人会出席
- ②全国大学会計人サミット出席
(横浜国立大学)

支出の部			
科 目	令和元年度予算額	平成30年度決算額	差 額
母校支援事業 (内 経理研究所支援)	630,000 (300,000)	630,000 (300,000)	0
会場費	650,000	650,000	0
通信費	100,000	100,000	0
事務局費	120,000	120,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
会報費	1,100,000	1,100,000	0
渉外費	600,000	600,000	0
研修会費	200,000	200,000	0
広告費	100,000	100,000	0
ホームページ費	100,000	100,000	0
雑費	100,000	100,000	0
当年度支出合計	3,750,000	3,750,000	0
次期繰越収支差額	17,711,981	17,888,717	
合計	21,461,981	21,638,717	

IV. 令和元年度 収支予算書 (案)

平成30年 1月1日から平成30年12月31日まで

中央大学会計人会 【単位：円】

収入の部			
科 目	令和元年度予算額	平成30年度決算額	差 額
通常会費収入	2,600,000	2,600,000	0
支援金収入	630,000	630,000	0
親睦会収入	200,000	200,000	0
雑収入	500,000	500,000	0
利息収入	3,000	3,000	
当年度収入合計	3,933,000	3,933,000	0
前期繰越収支差額	17,528,981	17,705,717	
収入合計	21,461,981	21,638,717	

V. 役員改選について

会長の選任・監事の選任については、会則第7条第2項で「会長・監事は総会において会員の中から選任し、その任期は2年とする。ただし、再選はこれを妨げない。」とあります。

そこで、会長には荻野弘康様（再選）、監事には佐藤博司様（再選）小森輝於様（再選）が総会において選任されました。

その他

中央大学会計人会の前会長であり、当会の顧問でありました、故平川忠雄様が5月11日にご逝去されました。謹んで哀悼の意を表し、ご報告を申し上げます。